

お知らせ News 起業・創業を応援します！

☎本庁舎商工課 内2248

市では、起業・創業を希望する方等に対し、次の支援を行っています。

《創業支援資金融資制度》

新たな事業を実施する創業者に対し、運転・設備資金融資と5年分の信用保証料を助成します。

- 融資限度額・融資期間
 - ▷運転資金 500万円・5年以内
 - ▷設備資金 1,000万円・10年以内

- 利率 年2.1%～2.5%

《中小企業経営合理化資金融資制度》

市内中小企業者に対し、事業に必要な運転資金・設備資金融資と3年分の信用保証料を助成します。

- 融資限度額・融資期間
 - ▷運転資金 1,000万円・10年以内
 - ▷設備資金 2,000万円・10年以内

- 利率 年1.8%～2.2%

《ビジネス開拓支援補助金》

創業希望者が市場調査や事業計画の策定、試作品の開発、クラウドファンディングを活用する事業に取り組む場合、経費の一部を助成します。

- 補助上限 30万円
- 補助率 3分の2以内

他にも、補助金やセミナーなどを実施しています。

また、創業に関する相談窓口を開設しています。新規創業をお考えの方や創業に向けてお悩みのある方など、気軽にご相談ください。

●問い合わせ先

- ▷本庁舎商工課/市補助金、支援情報提供
- ▷白河商工会議所中小企業相談所/創業各種相談、事業計画書作成支援、創業塾開催/☎②3101

- ▷(一社)産業サポート白河/起業セミナー開催、起業支援室の運営、IM(インキュベーションマネージャー)による伴走型支援/☎②7361



お知らせ News 行政分譲地新規購入者への助成金拡大

☎本庁舎企画政策課 内2325

市では、第2白鳥ニュータウン(表郷)および田園町府ニュータウン(大信)の分譲地を購入した方への助成金を、400万円に拡大しました。

《建築助成金》

- 対象者

定住の意思があり、土地を購入後1年以内に市内建築業者と住宅を新築するための契約を締結し、過去3年間、市町村税の滞納がない方

- 助成金額

住宅の延べ床面積3.3㎡当たり4万円(15歳までの子ども1人を扶養している方は6万、2人以上扶養している方は10万円)で、上限400万円。

※建築業者の本店が市内の場合、総額に50万円を加算します。

- 助成期限 平成29年3月末まで

《購入者紹介報奨金》

購入者を紹介いただいた方に、1区画につき20万円を支給します。

面積や分譲価格など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲田園町府ニュータウン

国民健康保険に加入している方

高齢受給者証、限度額認定証の有効期限は7月31日(日)までです。

《国民健康保険税の税率が決定しました》

▷国民健康保険税
平成28年度の国保税は、昨年度の税率を据え置きます。

区分	医療分	後期高齢者支援金等分	介護分
均等割	23,000円	5,400円	10,000円
平等割	27,300円	6,700円	2,000円
所得割	8.17%	1.83%	2.50%

※介護分は、40歳以上65歳未満の方がいる世帯に課税されます。

▷課税限度額

国保税額には、課税限度額が設定されています。次の金額を超えて課税されることはありません。

医療分	後期高齢者支援金等分	介護分	合計
54万円	19万円	16万円	89万円

- 国保税は、国保事業を運営する大切な財源です。納期内に必ず納めましょう。

《限度額適用認定証の申請》

国民健康保険に加入している方の医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を提示すると、同じ医療機関等での1か月の窓口支払いが限度額までになります。

なお、現在交付している認定証の有効期限は7月31日(日)までです。引き続き認定を受ける場合は、8月31日(水)までに申請してください。

※70歳以上の課税世帯の方は、申請不要です。

《高齢者受給者証の更新》

70歳から75歳未満の方が現在使用している高齢者受給者証の有効期限は、7月31日(日)までです。新しい高齢者受給者証は7月下旬に郵送します。

●問い合わせ先

- ◇税額など 本庁舎税務課市民税係 内2129
- ◇納付方法など 本庁舎税務課税政係 内2121
- ◇国保の加入、脱退など 本庁舎国保年金課 内2173
- ◇各庁舎の窓口
 - ▷税額・納付方法/各庁舎地域振興課
表郷☎②2112 大信☎④2113 東☎④2112
 - ▷国保の加入、脱退や給付/各庁舎地域振興課
表郷☎②2113 大信☎④3974 東☎④2116

後期高齢者医療に加入している方

後期高齢者被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(日)までです。

《新しい被保険者証(ピンク色)を郵送します》

75歳以上および一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方がお持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日(日)までです。

8月1日(月)から使用する被保険者証(ピンク色)を7月下旬に郵送しますので、8月からは新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。



▲白い封筒に入れて送付します

▲新しい被保険者証

《限度額適用・標準負担額減額認定証の更新および申請》

住民税非課税世帯の方が入院および高額な外来診療を受けるとき、同じ医療機関の窓口で支払う金額の上限が自己負担限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(日)までです。

●更新および手続き

- ▷認定証をすでにお持ちで更新手続きが必要な方には、6月下旬に申請書を郵送しましたので期日までに申請してください。
- ▷認定証をすでにお持ちで更新手続きが不要な方には、7月下旬に新しい認定証を郵送します。
- ▷認定証をお持ちでない方の申請は、お問い合わせください(住民税課税世帯の方は、認定証の交付対象にはなりません)。

☎本庁舎国保年金課 内2174